

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

- 徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示 ページ
- 参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙を行う事由が生じた件 1
 - 地方自治法等による直接請求のための署名を求めることができない期間 1

徳島県及び高知県 参議院合同選挙区 選挙管理委員会告示

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項第4号の規定により、参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙を行うべき事由が生じた。

令和5年6月27日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長
中田 丑五郎

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項第4号の規定により参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙を行うべき事由が生じたことに伴い、令和5年8月23日から当該選挙の期日までの間、徳島県及び高知県の区域内において、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定に基づく全ての直接請求のための署名を求めることができない。

令和5年6月27日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長
中田 丑五郎